

答 申 第 7 号

平成 15 年 11 月 17 日

仙台市長 藤 井 黎 様

仙台市個人情報保護審議会

会長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第 22 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 15 年 7 月 10 日付総総文第 86 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 10 号 「 に係るカルテ、CT 及び X 線写真」の個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答 申

( 諮問第 1 0 号 )

## 1 審議会の結論

仙台市病院事業管理者(以下「実施機関」という。)の行った一部開示決定に係る非開示部分のうち、入院診療計画書及び診療内容説明書に記載された医師、看護師の氏名及びその余の文書に記載された看護師以外の公務員の氏名を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の記載部分を非開示としたことは妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、請求人が仙台市個人情報保護条例(平成9年仙台市条例第1号。以下「条例」という。)に基づき、「 のカルテ、CT及びレントゲン写真」の開示を請求したのに対し、実施機関が (以下「本件児童」という。)に係る「カルテ、CT及びX線写真」を特定し、平成15年5月26日付で一部開示決定したことについて、その取消しを求めたものである。

## 3 請求人の主張

請求人が主張した審査請求の理由は、おおむね審査請求書及び意見書に記載のとおりである。(別添1参照)

## 4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は、おおむね非開示理由説明書に記載のとおりである。(別添2参照)

## 5 審議会の判断

### (1) 本件対象個人情報について

本件審査請求に係る対象個人情報は、実施機関において作成された本件児童に係る「カルテ」の記載のうち、非開示とされた実施機関の医師、看護師及び事務職員並びに国立の医療機関の医師、宮城県乳児院婦長及び仙台市の他の機関の職員の氏名である。

なお、本件開示請求及び審査請求は、本件児童の親権者である法定代理人が行ったものである。

### (2) 条例第14条第1項第2号該当性について

ア 条例第14条第1項第2号は、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」については非開示とできる旨定め

たものである。

イ 「カルテ」は、医師や看護師、検査技師等が診療の過程で作成するもので、本件児童について専門的見地から行った診察内容・検査結果等が記録されているものであるから、「カルテ」における個人情報、同号に規定する「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報」に該当する。

ウ 実施機関は、本件公文書の中には、本件児童に対する治療内容、親権者である請求人に対して行った病状説明、本件児童や家族の様子が詳細に記載されており、その記載者の氏名等特定の個人が識別される記述等を開示した場合、記載内容の真偽や詳細等を確認するため、記載者に対して過剰な抗議がなされるおそれを否定できず、個人への抗議を避ける余りカルテに的確な情報が記載されなくなることで、今後の診療業務ができなくなる旨主張している。

エ そもそも職務の遂行に係る公務員の氏名等の情報は開示すべきものではあるが、医療現場において公務員個人に対して過剰無秩序な抗議が行われた場合、診療業務等に支障を生じることが明らかである。また、仮に上記のごとき過剰な抗議を恐れる余りカルテに的確な情報が記載されない結果となるならば、以後の診療行為等に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

オ 本件についてみると、実施機関においては、平成14年8月から11月にかけて過剰無秩序な抗議（頻回、長時間、威圧を伴った抗議、ナースステーションや病室での抗議）がなされ、業務に支障が生じるとともに、職員の身体上の安全及び今後の業務の執行に強い不安を抱くに至ったというものである。

なお、それ以降については、威圧を伴う抗議や場所を弁えない抗議は行われてはいないが、頻回長時間の抗議はなされているとのことである。

カ ところで、氏名開示により、過剰無秩序な抗議がなされ、業務に支障が生じる可能性は、個々の職員によって異なり、本件児童に対する診療や請求人とのこれまでの関わり、請求人のこれまでの抗議行為の有無等によって変わってくるものと考えられる。

直接本件児童の治療や看護にあたった実施機関の医師及び看護師については、これまでの請求人の抗議の態様を鑑みれば、過剰な抗議がなされ業務に支障が生じる可能性をなお否定することはできない。

本件児童について直接に治療や看護を行うものではない実施機関の検査担当の医師、国立の医療機関の医師、宮城県乳児院婦長及び仙台市の他の機関の職員については、請求人のこれまでの抗議の態様、診療行為に係る職務内容に鑑みれば、その氏名の開示により過剰な抗議がなされるおそれは少ないと認められる。

キ 以上により、直接本件児童の治療や看護にあたった実施機関の医師及び看護師の氏名については、過剰な抗議がなされる可能性をなお否定することができないが、自らの判断に基づいて対応することができない看護師と異なり、医師については、その職責や職務内容に鑑みれば、仮に抗議が行われたとしても自らの判断に基づいて対応することが期待できるものであるから、氏名の非開示にはより慎重な判断とならざるを得ない。

したがって、実施機関の看護師の氏名については、同号を適用し非開示が相当と判断されるが、直接治療にあたった実施機関の医師については、上述のような職責からして、同号を適用するのは妥当でない。

ただし、入院診療計画書及び診療内容説明書に記載された看護師については、当該書面が、診療の際に実施機関から請求人に渡されているものであることから、これに記載された看護師の氏名を非開示とする実益はない。

なお、実施機関の事務職員の氏名については、そもそも医療福祉相談室の相談窓口となっている職員の氏名であるので、これを非開示とする実益はない。

さらに、実施機関の検査担当の医師、国立の医療機関の医師、宮城県乳児院婦長及び仙台市の他の機関の職員については、請求人により過剰な抗議を受け事務事業に支障を生じるおそれは少ないと認められるから、同号を適用するのは妥当でない。

### (3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮問第10号)

年月日	内 容
平成 15 . 7 . 10	・ 諮問を受けた
15 . 8 . 1	・ 実施機関（市立病院総務課）から理由説明書を受理した
15 . 8 . 19	・ 審査請求人から意見書（1）を受理した
15 . 8 . 27 （平成 15 年度 第 5 回審議会）	・ 実施機関（市立病院総務課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
15 . 9 . 11 （第 6 回審議会）	・ 諮問の審議を行った
15 . 10 . 2 （第 7 回審議会）	・ 審査請求人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
15 . 10 . 7	・ 審査請求人から意見書（2）を受理した
15 . 11 . 4 （第 8 回審議会）	・ 諮問の審議を行った